

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年7月31日
担当課	学校施設課

契約業者名・住所	東芝エレベータ株式会社 東関東支社 千葉県千葉市中央区本千葉町 15-1
工事等の名称	松戸市立小学校エレベータ保守点検業務委託
工事等の場所	松戸市立相模台小学校ほか1校
種 別	保守点検業務委託
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約金額	1,953,600 円
工事等の概要	松戸市立相模台小学校及び東松戸小学校に設置してある乗用エレベータのフルメンテナンス保守及び点検業務
随意契約の理由	近年、公平性、費用の軽減、独立系企業でも点検ができるとの判断から、メーカーに依存しない部分の点検として入札によりPOG契約を行っている事例もあります。しかし、同時にそのメンテナンスの範囲や部品の供給問題、入札による業者変更に伴う、点検内容の引継ぎにまつわるトラブル等も知るところとなっています。POG契約とすることにより、その責任分担の範囲や、これまでメーカーとの契約範囲内で自主的に交換してきた部品についても、間接的になり、予算措置や緊急時の連絡体制等も複雑になってしまいます。遠隔制御機能により、エレベータの故障を未然に防ぎ、また異常時には 速やかに診断結果を分析し対策を行うことができ、より安全に使用することができます。この遠隔制御が可能なのは、メーカーのみとなります。これらの理由により、フルメンテナンス契約が必要であるため、メーカーである上記事業者を選定するものです。

	契約方法	随意契約 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による。 松戸市財務規則第 138 条第 1 項第 1 号の規定による。
--	------	---